

第 46 回綾の花火大会出店者募集要項

1. 目的

この第 46 回綾の花火大会出店者募集要項は、綾の花火大会会場内に設置する店舗の出店者募集について必要な事項を定め、綾の花火大会におけるサービス向上を目的に実施する。

2. 出店者の条件

出店者は以下の条件を満たした者とする。

1) 出店者（法人の場合はその役員、従業員等の関係者を含む）は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および以下の各号いづれにも該当しないこと。

- ① 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして
いると認められる関係を有すること

2) 警察への照会により、出店者として適正と認められる者

3) これまでの本花火大会において、迷惑行為等により出店取消を行われていない者

3. 出店場所

出店場所につきましては、別紙に定められたエリアとする。また、その他のエリアについては出店を禁止とする。

4. 出店時間

営業時間は、16:00 から 22:00 までとする。また、準備時間については 15:00 からとする。営業時間内で完売した場合、撤収は行わず営業時間終了まで待機すること。ただし、運営の状況に応じて実行委員会の判断にて変更できるものとする。

5. 出店区画

出店区画は、1 店舗【縦 4m×横 6m】（以下「1 店舗」という。）までを原則とする。出店区画が 1 店舗を超える場合は、収まる範囲の区画を必ず確保しなければならない。

6. 出店料

1) 出店者は、下記の金額を出店料として負担するものとする。

1 店舗【縦 4m×横 6m】	出店料
町内業者	5,000 円
町外業者	20,000 円

※上記は 1 店舗あたりの料金

2) 出店料の支払いについて

出店料については、出店許可後、開催日の 1 週間前まで振込みを完了すること。

※期日までに振込みが確認できなかった場合、出店許可は取り消しとする

3) その他

悪天候等の理由により、主催側の判断により開催中止となった場合には、出店料の変金を行う。ただし、出店料以外にかかった費用については出店者側の負担となります。

また、花火大会開始後に中止となった場合には、出店料の返金はありません。

7. 出店者の選定

出店者の選定においては、町内及び郡内に事業所、拠点を要するもの、本町へのイベントへの参加実績があるもの、本町の地域活動等への取り組みを行っているもの等を総合的に評価し、優先採択を行う。

8. 出店位置の選定

1) 出店位置（ブースの配置）については、全体の構成、販売品目、安全管理等を考慮し、主催者が決定します。出店者が位置を指定または選択することはできません。

2) 会場の状況や直前の出店キャンセル等、運営上の都合により、事前に通知した出店位置を予告なく変更する場合がある。出店者はこれに対して異議を申し立てることはできないものとする。

3) 出店位置の決定または変更に伴う売上への影響や、これらを理由とした出店キャンセルの場合、主催者は出店料の返金や損害の補償は一切行いません。

9. 出店申込

出店を希望する場合は、出店申込書並びに誓約書を FAX または郵便にて令和 8 年 8 月 28 日（金）までに必着で提出すること。

期日を過ぎたものに関しては、いかなる場合においても一切出店を認めないものとする。

10. 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 出店者は、店内で発生したゴミは持ち帰り、環境美化に努めること。
- 2) 出店者及びその従業員は暴力団等反社会的勢力に関与していないこと。
- 3) 関係法令等を遵守し、綾町産業観光協会の指示に従うこと。
- 4) 対象火気器具等を使用するすべての店舗は、消防法施行令第5条の2第6項に基づき、事前に消火器を準備すること。
- 5) 本要項に定められる事項のほか、綾町産業観光協会が提出するルール等の記載事項及び綾町産業観光協会からの指示を遵守すること。

11. 出店取消・停止

- 1) 本要項記載事項への違反が確認された場合。
- 2) 他出店者や地域住民、主催者及び関係者への威圧、暴言、暴力、悪質な行為をした場合、見受けられた場合
- 3) その他、綾町産業観光協会が出店を不相当と認めた場合

12. 管理運営

店舗における販売品及び売店備品の管理は、店舗の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、綾町産業観光協会は一切の責任を負わないものとする。
出店者及びその従業員は、会場内施設または第三者に対して損害を与えた場合、その賠償の責任を負うものとする。

13. その他

この要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、綾町産業観光協会が別に定める。